

ごみの出し方
ハンドブック

平成29年4月作成

養老町役場 生活環境課

目 次

はじめに	1
廃棄物とは	2
ごみ集積場での分別収集	3
ごみを直接処理場へ持ち込む場合	6
南濃衛生施設利用事務組合 (清掃センター)	7
西南濃粗大廃棄物処理組合 (粗大センター)	8
一般廃棄物最終処分場	9
減免措置	10
収集できないごみ、 処理場へ持ち込めないごみ	11
一般廃棄物収集運搬許可者	13
その他	14

一 資料編関係一

- ・ 個人の直接搬入（持ち込み）に限り受入可能なもの【清掃センター】
- ・ 粗大廃棄物として投入出来る物【粗大センター】
- ・ 建設廃材投入許可申請をされる方へ【養老町役場】
- ・ 小型家電の回収・リサイクルはじめます（平成27年10月～）
- ・ 廃棄する家電対象4品目について
- ・ 廃棄するパソコンについて
- ・ 廃棄する消火器について
- ・ スプレー、エアゾール缶の出し方について
- ・ エコキャップ回収推進の運動啓発
- ・ 平成29年度 ごみの分け方・出し方一覧表

はじめに

養老町では、現在「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 29 年度～平成 38 年度)」に基づきごみの排出抑制や資源化を進めるなど、処分されるごみの減量化に取り組んでいます。また、拠点による分別回収や不法投棄への対応など、排出されたごみの適正処理の推進をしています。

そのひとつとして、現在ごみステーションで収集しておりますビニール・プラスチックごみの回収を廃止して、完全に資源化できるものとできないものに分類するという収集です。

具体的には、プラマーク・リサイクル表示の製品で、きれいなものに限って新たに「プラスチック製容器包装」で収集して資源化・リサイクル化して、それ以外のビニール類やプラスチック製品は「燃やせるごみ」として収集するというもので、資源化への取り組みを推進していきます。

また、がれき類等を搬入する一般廃棄物最終処分場についても、ご利用方法について一部見直しました。搬入されるものが適正に処理される体制の構築をさらに進めてまいります。今後とも皆様のご協力よろしく申し上げます。

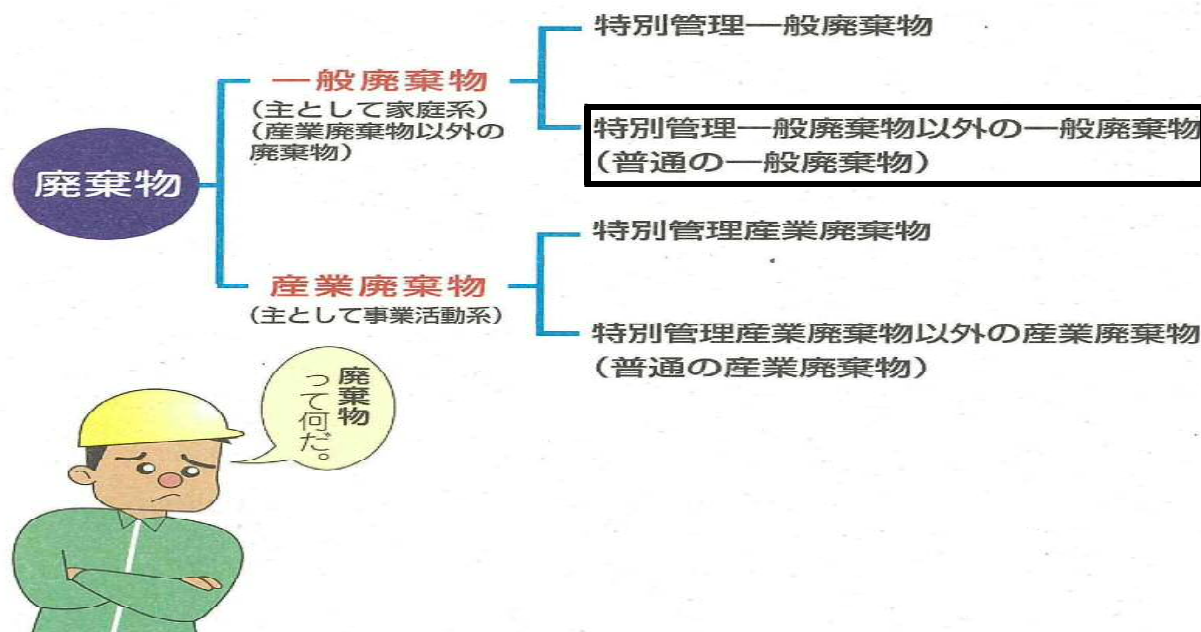
生活するうえで、切っても切れない関係にあるごみの問題については、ごみを出される方、一人ひとりの意識による部分が多く、行政での取り組みはもちろんのこと、町民の皆様の協力が必要とされています。

地域の身近なコミュニティである自治会(区)の皆様には、この「**ごみの出し方ハンドブック**」を参考としていただき、町民協働でごみの減量化と適正処理を進めていければと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液体のものをいう」と定義され、所有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができない不要になったものをいいます。

廃棄物には、大きく一般廃棄物と産業廃棄物があり、それぞれ特別な管理が必要なものとそうでないものとに分類されます。町で取り扱うごみは、特別な管理を必要としない一般廃棄物です。



※特別管理一般廃棄物以外の廃棄物(普通の一般廃棄物)が「町で取り扱うごみ」です。

なお、産業廃棄物とは、事業ごみ全てをいうのではなく、ごみの種類と事業の種類で判断されます。たとえば、農業事業に伴うビニールや、農機具、あぜあみなどは産業廃棄物になります。

- 全ての業種における事業ごみが産業廃棄物となるもの
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、煤塵、
その他産業廃棄物を処分するために処理したもの
- 特定の業種における事業ごみが産業廃棄物となるもの
紙くず (建設業、出版業、製本業など)
木くず (建設業、木製品の製造業など)
繊維くず (建設業、繊維工業など)
動植物性残渣 (食料品製造業、医薬品製造業など)
動物系固形不要物 (と畜場や食鳥処理場での固形状の不要物)
- 畜産農業に係るもの
動物のふん尿、動物の死体

ごみ集積場での分別収集



一般家庭から出るごみについて、ごみ集積場での収集を行っています。ごみを出すときには様々な注意点があります。自治会(区)で周知いただきますようお願いいたします。

<共通事項>

- ・ごみカレンダーに記載された収集日「当日の午前8時までに(収集日の前日に出すことはできません)決められた集積場、決められた日、決められたごみを出してください。
- ・指定ごみ袋やごみ処理券には、「住所又は行政区名・氏名・品目名等」を記入してください。
- ・収集は、午後4時頃までに終わることを想定しています。ごみがなかなか回収されない場合でもその日のごみの量や交通状況などにより収集が遅れることもあるため、午後4時まではお待ちください。もし、それ以降に残っている場合には、生活環境課までにご連絡願います。

【資料編 平成29年度ごみの分け方・出し方一覧表】

【資料編 町が収集する家庭ごみ】で確認ください

<燃やせるごみ(生ごみ含む)>

- ・指定のごみ袋に入れ、袋の口をしぼってください(テープで口を留めるなどはしないでください)。
- ・台所ごみは、水切りをしてから袋に入れてください。
- ・天ぷら油等は紙・布等に浸してごみ袋に入れてください。
- ・布団、じゅうたんなどは50センチに切断して、指定袋に入れて出してください。
- ・薄い布状、ひも状等のものは、50センチに切断して、材質に応じて燃やせるごみに出してください。
- ・剪定枝は直径6センチ以内に限り50センチに切断し、指定袋に入れて出してください。
- ・ビニールやゴム製品は燃やせるごみとして出してください。



プラマークのないもの、又はプラマークがある製品でも、汚れがあったり・汚れのとれないもの、内容物が残っているものは「燃やせるごみ」として出してください。



<燃やせないごみ>

- ・指定のごみ袋に入れ、袋の口をしぼってください(テープで口を留めるなどはしないでください)。
- ・ペンキなどの缶、油脂類の缶は中身を空にして出してください。
- ・スプレー缶、エアゾール缶などは使い切ってガスを抜き、穴を空けて出してください。
- ・スプレー缶(ガス・塗料)、エアゾール缶やガスボンベは、ガスを抜いたうえで穴を空けて、プラスチック部分を取り外して「燃やせないごみ」として出してください。空きカン(資源化物)の日にささないでください。



<プラスチック製容器包装(資源化物)>

- ・プラマーク(リサイクルマーク)のある製品のみを入れて出してください。
 - ・汚れのあるものは水でそそいだり、洗ったりしたうえで天日などで乾燥させて出してください。
 - ・中身を使い切って出してください
- ※ 洗えないもの、内容物を完全に除去できないものは「燃やせるごみ」として出してください。



プラマーク



※小売店・ご自宅にある「ビニール・プラスチック類ごみ袋」は、平成29年4月1日より「プラスチック製容器包装」の回収袋として使用できます。

【資料編 平成29年4月からの分別回収変更】に伴うお知らせ

【資料編 プラスチック製容器包装とは(回収するリサイクルマーク、材質表示)】

【資料編 リサイクル可能なプラスチック製容器包装の製品とは】

で確認ください。

<陶磁器類等>

- ・陶磁器類ごみの日(有害ごみの日)に出してください。
 - ・割れた壺や植木鉢又は茶碗や湯呑み、蛍光灯、体温計、温度計、なども有害ごみの日に直接、出してください。
- ※ガラス製品(コップ、耐熱ガラス製の皿)は陶磁器類ではありません。燃やせないごみの日に出してください。



<粗大ごみ>

- ・粗大ごみを収集する場合は収集委託先に直接、お電話をしていただき収集日・収集場所を決めてから出してください。
- ・粗大ごみ処理券を貼ってください(処理券は1点1枚です)詳細は収集業務先でお尋ねください。
- ・木材などについては、太さ20センチ以内のものは長さ1メートル以内、太さ20センチを超えるものは長さ20センチ以内にして出してください。



収集業務先	町シルバー人材センター 粗大ごみ収集専用ダイヤル 0584-32-1166 営業日:午前9時~午後5時(休日・祝祭日と年末年始除く)
-------	--

<空きカン(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・缶詰のふたは、材質表示があればそれに従い、不明な場合は燃やせないごみに出してください。
- ・ボトルタイプ缶は、ふたも一緒に出しても構いません。

<空きビン(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・無色透明、茶色、その他の色に分別して出してください。
- ・飲料用ビン、食品ビンなど、口に入るものが入っていたビンのみ出してください。
- ・何が入っていたビンか確認できるよう、割らずに出してください。割れたものは「燃やせないごみ」に出してください。
- ・プラスチックキャップは、できるだけ取り除いて「プラスチック製容器包装」か「町公共施設の拠点回収先」に出してください。
- ・化粧品のビン、薬ビン(劇薬、口に入らないもの)、ほ乳瓶(耐熱ガラスのため)などは「燃やせないごみ」に出してください。



<発泡スチロール・トレイ(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・汚れて落ちないものや発泡ビーズは「燃やせるごみ」に出してください。
- ・テレビ、冷蔵庫など電化製品の緩衝材は1辺50センチ以内に割って出してください。
- ・シールも持ち手のひもは、必ず取り除いてください。
- ・ラベルやラップは取り除いてください。
- ・汚れなどは水でそそいだりして、きれいに洗ったうえで天日などで乾燥させて出してください。



<ペットボトル(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・ビニール袋やダンボール箱など、回収容器以外のものに入れてある場合は収集しませんのでご注意ください。
- ・ペットボトルの表示(1PET・リサイクルマーク)があるもののみ出してください。(醤油、ソース、みりんなどは違う場合があります。)
- ・異物が入っていないか確認できるよう、また、ペットボトルかどうかを確認できるよう、つぶしたり切ったりせず出してください。
- ・ペットボトルのラベルは簡単にはがれるようになってますので「プラスチック製容器包装」に入れて出してください。
- ・汚れなどは水でそそいだりして、きれいに洗ったうえで天日などで乾燥させて出してください。
- ・プラスチックキャップは、できるだけ取り除いて「プラスチック製容器包装」か「町公共施設の拠点回収先」に出してください。

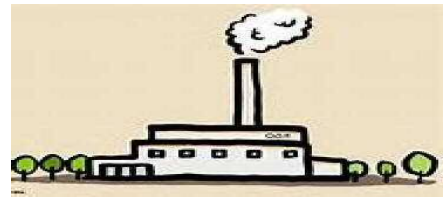


1PETマーク



【資料編 エコキャップ回収推進の運動啓発】
を確認ください

ごみを直接処理場へ持ち込む場合






町内の家庭で引っ越しの際などに大量に出るごみや、町内の事業所から出るごみ(産業廃棄物除く)を直接処理場へ持ち込むことができます。

持ち込む際には、役場で許可申請が必要です。なお、申請と処理場への搬入は、必ずごみを出す方自身が行ってください。一般廃棄物収集運搬業の許可のない第三者に依頼することはできません。また、処理場では係員の指示に従ってください。

〈ごみの持ち込み先〉

※施設に持ち込みできるのは、「一般廃棄物に限ります」

<p>(燃やせるごみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙類、ビニール類 ・プラマークのないプラスチック類 <p> プラマークはあるが、汚れのあるものも含まれます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布団、カーペット(電気カーペットは不可)、畳など <p>(資源ごみ)</p> <p> プラマークのあるきれいなプラスチック類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、チラシ、ダンボール、雑誌、発泡スチロール、トレイ ・木材、陶磁器類(割れていないもの) など ・ペットマークのペットボトル  	<p>(処分先)</p> <p>清掃センター (養老ドリームパーク)</p> <p>— 詳細は 7ページ — 【資料編】でも確認できます。</p>
<p>(燃やせないごみ)</p> <p>家電(テレビ、クーラー、洗濯機、冷蔵庫等を除く) 粗大ごみ、ガラス類、有害ごみ、石膏ボード など 木材 太さ20センチ以内のものは長さ1メートル以内 太さ20センチを超えるものは長さ20センチ以内</p> <p>※ 粗大ごみには、指定ごみ袋に入らない家具などの可燃物のものも含まれます。</p>	<p>(処分先)</p> <p>西南濃粗大廃棄物処理センター (粗大センター)</p> <p>— 詳細は 8ページ — 【資料編】でも確認できます。</p>
<p>(がれき類)</p> <p>瓦、レンガ、コンクリート、廃土 ブロック、タイル、割れた陶器類 花瓶、鉢 食器類 など</p>	<p>(処分先)</p> <p>一般廃棄物最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥八池(田) ・祖父江 <p>— 詳細は 9ページ — 【資料編】でも確認できます。</p>

南濃衛生施設利用事務組合(清掃センター)

許可申請の場所

- ・養老町役場 生活環境課(Tel0584-32-1106)

申請のしかた

- ・町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処理場へ搬入してください。
- (ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

許可期間

- ・申請日より3日以内(原則)

搬入時間

- ・土日祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後4時まで

処理場の所在地及び連絡先

- ・養老郡養老町有尾 730 番地
南濃衛生施設利用事務組合(清掃センター)
(Tel 0584-37-2023)

持ち込む際の注意事項

- ・直接持ち込む場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。
- ・直接持ち込む場合は、布団・カーペット・畳などを50cm角に切断する必要はありません。
- ・金属など不燃物がついているものは、分別して可燃物のみを搬入してください。
- ・農業で使用したマルチ・ポットなどは、産業廃棄物ですので搬入できません。農協などにご相談ください。

処分手数料(処理場にて計量)

- ・燃やせるごみ
 - 100kg まで 2,000 円
 - 100kg 以上、10kg 毎ごとに 200 円加算
 - ・資源ごみ(廃タイヤ、陶磁器類、木材など)
 - 100kg まで 1,000 円
 - 100kg 以上 10kg 毎ごとに 100 円加算
 - ・資源ごみ(上記以外) 一部有料です
- (生活環境課又は清掃センターに直接ご確認ください)

西南濃粗大廃棄物処理組合(粗大センター)

許可申請の場所

- ・養老町役場 生活環境課(Tel0584-32-1106)

申請のしかた

- ・町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処理場へ搬入してください。
(ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

許可期間

- ・申請日より3日以内(原則)

搬入時間

- ・土日祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後4時まで

処理場の所在地及び連絡先

- ・養老郡養老町有尾 663 番地
西南濃粗大廃棄物処理組合(粗大センター)
(Tel 0584-37-2103)

持ち込みできないものの例

- ・柱など、建築廃材(シャッターを含む)(解体業者に処理を依頼)
- ・ボイラーなど、業者が取り外した物(取扱業者に処理も依頼)
- ・ふろおけなど、業者が取り外した物(取扱業者に処理も依頼)
- ・自動車部品(ハンドル、エアロパーツ、バンパー、シート、マフラーなど)は、個人取り替えでも持ち込みできません。ただし、カーステレオやキャリアーなど後付用品や、チェーンなどの附属用品は持ち込みできます。
- ・ピアノ、プロパンガスボンベ、消火器、オートバイ、ミニバイク、焼却灰など(購入業者などに引き取りを依頼してください)
- ・草刈機以外の農機具(購入業者などに引き取りを依頼してください)
- ・あぜなみ(農協などに処理を依頼してください)

処分手数料(処理場にて計量)

- 100kg まで 1,000 円
- 100kg 以上、10kg 毎ごとに 100 円加算

一般廃棄物最終処分場(陶磁器類、がれき類)

一般家庭から出るもので、本人が持ち込む場合に限り搬入できます(事業所や事務所、工場からのものは不可)。搬入場所は曜日指定しておりますことや搬入方法、搬入可能日、搬入物などについて、詳しくは生活環境課へお問い合わせください。

許可申請の場所

- ・養老町役場 生活環境課(Tel0584-32-1106)

申請のしかた

- ・印鑑を持参のうえ、搬入するごみを車に積み込んでお越しください。町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処分場へ搬入してください。(ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

申請者

- ・申請者は、廃棄物が発生した所在地の住民の方(施主人又は世帯員)に限られます。また、委任状等代理申請の場合でも、世帯員の関係者(親子兄弟)に限られます。
- ※ 現在は、収集運搬業者による代理申請を認めていますが、廃棄物の適正処理を図るため平成29年4月1日より運用方法を見直します。

許可期間

- ・当日申請、当日分のみの許可(原則)

許可時間及び搬入先指定日

- ・午前9時から午後4時まで (休日、祝祭日及び年末年始除く)
- 一般廃棄物弥八池(田)処分場 火曜日・木曜日
- 一般廃棄物祖父江処分場 月曜日・水曜日・金曜日

処分場の所在地

- ・一般廃棄物弥八池(田)処分場 養老町田 1485 番地
- ・一般廃棄物祖父江処分場 養老町祖父江 2312 番地

持ち込む際の注意事項

- ・おおむね 1 辺40センチぐらいに破碎してください。
- ・鉄筋、紙、塩ビ管など、異物は必ず取り除いてください。
- ・廃棄物発生 of 所在地を町職員が確認することがあります。(廃棄物区分の明確化のため)
- ・受け入れできないものを処分した場合は、速やかな撤去を指示します。

処分手数料(運搬車両から算定)

- ・最大積載量 350kg 以下の車両 1,020 円/回
- ・最大積載量 350kg を越え 1t 以下の車両 2,570 円/回
- ・最大積載量 1t 以上の車両 2,570 円/回 × 積載ト_ン数

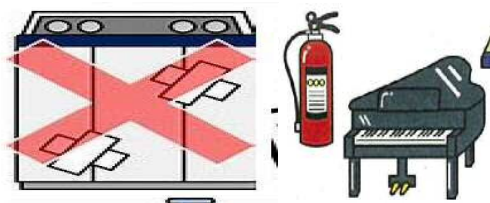
減免措置

火事など、り災の場合や、生活保護受給者の方の場合などに減免措置があります。ます。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

ただし、持ち込めるもの、減免措置を講じることができるものに制限があります。

(例：火災等による灰土等は搬入自体ができません)

収集できないごみ、 処理場へ持ち込めないごみ



《家電4品目》

テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫については、下記のいずれかの方法で出していただくようお願いします。

収集運搬する方法



①買い替えた店、昔買った店に依頼する。

※リサイクル料金もあわせて請求され、郵便局へ行く必要がない場合が多い。

②町の許可業者(→13ページ)に依頼する。

※予め郵便局でリサイクル料金(メーカーにより異なる)の支払いが必要です。また、機器の取り外しはしてもらえません。

③直接自分で運ぶ。

※予め郵便局でリサイクル料金(メーカーにより異なる)の支払いが必要です。また、役場での引き取りもしていますので、その製品とリサイクル料金支払いの領収書を持参ください。

それ以外の手段として、直接処理場で持ち込むことができますがその場合、家電メーカーにより運ぶところが異なります。詳細は下記を参照にしてください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話番号 0120-31-9640

リサイクル料金の例 平成28年4月1日現在

対象品目		リサイクル料金(消費税込み)
テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ有機EL)	画面サイズ15型以下	1,836円～3,148円
	画面サイズ16型以上	2,916円～3,688円
冷蔵庫 冷凍庫	容量170リットル以下	3,672円～5,497円
	両量171リットル以上	4,644円～6,037円
洗濯機・衣類乾燥機		2,484円～3,310円
エアコン(室外機含む)		972円～9,720円

※メーカーにより異なりますのでご注意ください

【資料編 廃棄する家電4品目について】を確認ください

《パソコン》

デスクトップ型(本体)、ノートブック型、ブラウン管(CRT)式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ(CRT 又は液晶)一体型のパソコンについては、下記の方法で出していただくようお願いします。

ただし、プリンターなどの周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバーなどは対象となりません。主に「燃やせないごみ」か**小型家電製品**として町公共施設の拠点回収先に出してください。

**【資料編 小型家電の回収・リサイクルはじめます
(平成 27 年 10 月～)】を確認ください**



手続き方法

- ①使用済みとなったパソコンのメーカー受付窓口に回収を申し込んでください。詳しくは下記を参照してください。

一般社団法人パソコン 3R 推進協会

<http://www.pc3r.jp/>

電話番号 03-5282-7685

- ②平成 15 年 9 月までに販売されたパソコンについては、PC リサイクルマークが付いていないため、事前に回収再資源化料金を支払う必要があります。メーカーに回収を申し込むと振替用紙が送付されてきますので、郵便局などでお支払いください。支払い後、数日するとエコゆうパックの専用伝票が送られてきますので、梱包したパソコン(袋など、簡易な梱包でも構いません)の見やすい場所に貼り、郵便局に持ち込んでください。
- ③ PC リサイクルマークの付いているパソコンは、メーカーに回収を申し込むと、すぐにエコゆうパック伝票が送られてきますので、梱包したパソコン(袋など、簡易な梱包でも構いません)の見やすい場所に貼り、郵便局に持ち込んでください。

※ PC リサイクルマークがはがれた場合や、リサイクル券を間違えて購入した場合などは、一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問い合わせください。

※自作パソコンや、メーカーの倒産等でリサイクルの実施主体が無い場合は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会に回収を申し込んでください。(PC リサイクルマークの付いているパソコンでも、メーカーが倒産している場合は、別途回収資源化料金を支払う必要があります。)

【資料編 廃棄するパソコンについて】を確認ください

《消火器》

平成22年度より、消火器のリサイクルシステムがスタートしました。これは廃棄する消火器を一律でリサイクルシールを貼付したうえで専門業者が回収するというものです。

平成22年以降に製造された消火器には、あらかじめリサイクルシールが貼付されていますが、それ以前に製造されたものは、リサイクルシールを購入して貼付する必要があります。

詳細は下記までお問い合わせください。瀬

消火器リサイクル推進センター

<http://www.ferpc.jp/>

電話番号03-5829-6773

【資料編 廃棄する家電4品目について】を確認ください

一般廃棄物収集運搬許可者

町内から発生する一般廃棄物で、町が実施する収集に出せず、直接搬入する手間もない場合は、町の許可業者に委託することができます。委託することができる業者は次の4社です。

なお、布団などを処分場に直接持ち込むことが困難な場合にも、下記の業者に直接委託することができます。

- ・株式会社 辺省 (住所:養老町蛇持426番地)
- ・サトマサ株式会社 (住所:愛知県津島市東柳原町1丁目26番地)
- ・株式会社野々村商店 (住所:岐阜市則松2丁目157番地)
- ・養清興業株式会社 (住所:養老町石畑351番地1)



その他



《不法投棄の通報》

不法投棄をしている現場を見つけたら、場所、物、車のナンバー、会社名など、分かる範囲で養老警察署(電話番号 34-0110)へ通報してください。

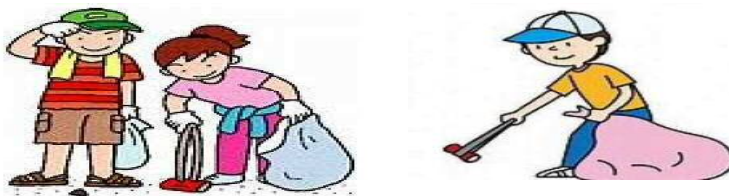
既に不法投棄をされている現場を発見した場合は、公共の土地であれば土地の管理者(管理する機関または部署)までご連絡ください。

なお、私有地に投棄された物は、町では処理できず、その土地の所有者が処理することになります。そのため、土地の所有者に対して、草刈りをこまめに行う、ロープを張るなどの不法投棄をされない環境作りや対策を指導してください。

また、道路に面した場所でよく不法投棄される場所がある場合には、区長様等の申請により、不法投棄防止の啓発看板を支給しています。

《資源ごみの持ち去り防止や通報、不用品回収の違法性の周知》

皆様が集積場所に出されたごみ(主に家電や金属類)を無断で持ち去る業者などが増えています。また、『無料回収』とうたい、チラシを投函するなどして不用品回収を行う業者もよく見かけます。こうした業者が回収したごみは、換価性のある部品のみが取り外され、残った部分が不法投棄されたり、フロン回収や有害物質の飛散防止が行われずに、不適正な処理がされるなどの問題が懸念されています。また、『無料』と宣伝しながら、回収後に料金を請求される場合もあります。地域の皆様がこうした業者を利用することのないよう、違法性の周知をお願いします。



《地域活動における資源回収について》

ごみの資源化、減量化を促進するため地域の自治会(区)、子供会、PTA、各種団体などを通じて資源回収活動を実施しています。いらなくなった、使わなくなったものなどは資源回収へ出してください。資源回収日等については、お住まいの地域、学校等でお尋ねください。

(資源回収品目)

紙類(新聞・雑誌・段ボール・雑紙) 繊維類(衣料・古着・ボロ布) 飲料紙パック アルミ缶

